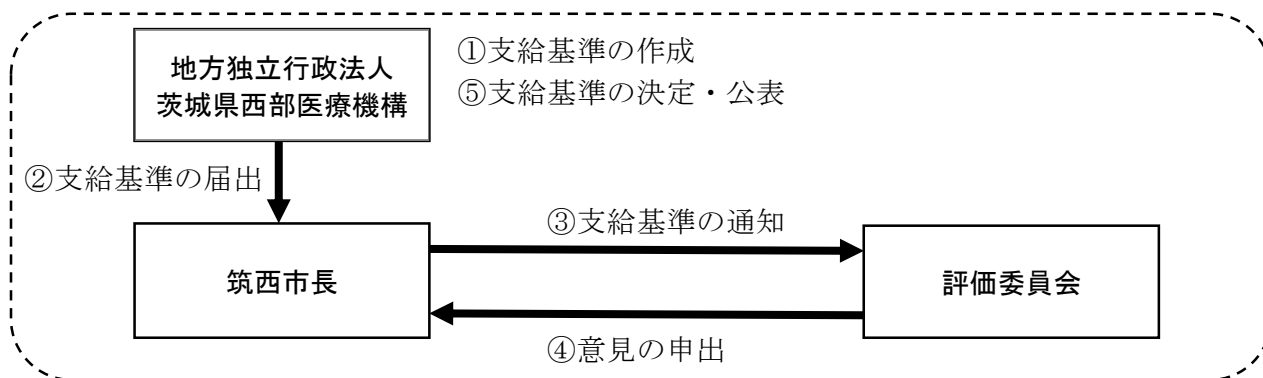


【役員報酬の支給基準（案）について】

1 役員報酬とは

- ・地方独立行政法人の役員(理事長・副理事長・理事・監事)に対して支払う報酬等をいう。

2 役員報酬の支給基準の決定までの流れ



3 役員報酬の支給基準の作成時に考慮すべき事項（法第48条・第56条）

- ・法人が基準作成時に考慮すべき事項
 - ① 役員の業績
 - ② 国及び地方公共団体の職員の給与
 - ③ 他の地方独立行政法人の役員の報酬等
 - ④ 民間事業の役員の報酬等
 - ⑤ 法人の業務実績
 - ⑥ その他の事情

4 評価委員会の役割（法第49条）

- ・第三者機関として客観的及び専門的見地から、役員の報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかについてチェックし、設立団体の長（筑西市長）に意見を申し出ることができる。

5 役員報酬の概要

- ・常勤役員には、報酬として給料、医師業務手当（理事長のみ）、役員手当、通勤手当、期末手当、退職時に退職手当を支給する。ただし、職員が常勤役員（理事長は除く）を兼務する場合は、職員給与規程、職員退職手当規程を適用し、報酬のうち役員手当のみを支給する。
- ・非常勤役員には、非常勤役員手当及び通勤に要する費用の相当額を支給する。

(1) 支給基準 (案)

【常勤役員】

	給 料 (月 額)	医師業務手当 (月 額) ※理事長のみ	役員手当 (月 額)	通勤手当	期末手当 (年 額)	退職手当
理事長	950,000円	300,000円	200,000円	職員給与 規程に 準ずる	給料月額 × 役職加算 20% × 3月分	給料月額 × 勤務年数
副理事長	750,000円	—	100,000円			
理 事	650,000円	—	50,000円			

※医師業務手当は、医師である理事長が医療業務に従事した場合に支給し、月の初日から末日までの間、医療業務に従事しなかった場合は、不支給

【非常勤役員】

- ・非常勤役員手当 日額30,000円
- ・通勤に要する費用の相当額

(2) 参考資料

【筑西市特別職（筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例）】

	給 料 (月 額)	通勤手当	期末手当	退職手当
市 長	957,000円	職員給与条例 に準ずる ※実支給なし	給料月額 × 役職加算20% × 3.3月分	退職日給料月額 × 勤務期間支給率
副市長	775,000円			

※給料について、実際には約10～15%減額して支給

【東金・九十九里地域医療センター（千葉県東金市・九十九里町：314床）】

	月例年俸 (月 額)	業績年俸 (年 額)	通勤手当	退職手当
理事長	1,200,000円	6,000,000円	法人職員の 例による	支給なし
副理事長	該当無			
理 事	600,000円	3,000,000円		

- ・業績年俸は、業績評価や貢献度等を勘案し、額の±20%の範囲内で理事会の決定により変動可
- ・職員が役員を兼務する場合は、上記の役員報酬は不支給とし、かつ退職時に職員退職手当規程による退職手当を支給
- ・非常勤役員は、日額40,000円の非常勤役員手当及び通勤実費相当額を支給

【さんむ医療センター（千葉県山武市：312床）】

	月例年俸 (月 額)	業績年俸 (年 額)	医師手当 (月 額) ※理事長のみ	役員手当 (職員を兼務 する場合)	通勤手当	退職手当
理事長	950,000円	3,600,000円	400,000円	70,000円	法人職員の 例による	支給なし
副理事長	該当無					
理 事	500,000円	2,010,000円	—	30,000円		

- ・業績年俸は、業績評価や貢献度等を勘案し、額の±20%の範囲内で理事会の決定により変動可
 - ・職員が役員を兼務する場合、職員給与規程による給与及び上記の役員手当を支給し、かつ退職時に職員退職手当規程による退職手当を支給
 - ・非常勤役員は、日額13,000円の非常勤役員手当及び通勤実費相当額を支給
- ※理事長が診療に従事する場合、医師手当を支給

【筑後市立病院（福岡県筑後市：233床）】

	基本報酬 (月 額)	業績報酬 (月 額) ※1 病院長を 兼務する場合	賞 与	役員手当 ※2 職員を 兼務する場合	退職手当
理事長	800,000円	800,000円	基本報酬月額 × 3月分(限度)	—	給料月額 × 勤務月数 × 支給率
副理事長	630,000円	—		100,000円	
理 事	452,000円	—		50,000円	

- ・退職手当の支給率は、理事長100分の40、副理事長100分の15、理事100分の10
- ・理事長が病院長を兼務した場合の退職手当は、基本報酬(月額)と業績報酬(月額)の合計額に在職期間1月につき100分の20を乗じて得た額
- ・非常勤役員は、日額30,000円の非常勤役員手当を支給

※1 業績報酬は、理事長が病院長を兼務の場合に支給し、業績により額の±40%の範囲内で理事会の決定により変動可

※2 役員が職員を兼務する場合、職員給与規程による給与及び上記の役員手当を支給し、かつ退職時に職員退職手当規程による退職手当を支給

【新小山市民病院（栃木県小山市：300床）】

	基本報酬 (月 額)	通勤手当	賞 与	※職員兼務 役員手当	退職手当
理事長	730,000円	職員給与規程 に準ずる	基本報酬月額 × 加算20% × 3月分	200,000円	給料月額 × 勤務年数 × 支給率
副理事長	639,000円			100,000円	
理 事	579,000円			20,000円	

・賞与及び退職手当は、業績評価や貢献度等を勘案し、額の±20%の範囲内で理事長判断により変動可

- ・退職手当の支給率は、理事長100分の100、副理事長100分の60、理事100分の40
- ・非常勤役員は、日額20,000円の非常勤役員手当及び通勤実費相当額を支給

※職員を兼務する役員は上記報酬を不支給とし、役員区分に応じた職員兼務役員手当を支給

6 地方独立行政法人法 抜粋

(役員の報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。